

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会
研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム
(第 2 回) 議事録

1 . 日 時 : 平成 1 7 年 3 月 3 0 日 (水) 1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

2 . 場 所 : 中央合同庁舎四号館 7 階 7 4 3 会議室

3 . 出席者 :

【構成メンバー】阿部博之座長、薬師寺泰蔵議員、岸本忠三議員、柘植綾夫議員

【招聘専門家】石川 浩氏 (持田製薬株式会社知的財産部長)

石川正俊氏 (東京大学副学長・産学連携本部長)

隅蔵康一氏 (政策研究大学院大学助教授)

竹岡八重子 (センチエリー法律事務所 弁護士)

田島秀二氏 (プレジジョン・システム・サイエンス株式会社代表取締役)

戸田裕二氏 (株式会社日立技術情報サービス取締役社長・弁理士)

原山優子氏 (東北大学教授)

【内閣官房知的財産戦略推進事務局】中山参事官補佐

【文部科学省】伊藤研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長

【厚生労働省】高山大臣官房厚生科学課研究企画官

【農林水産省】坂本農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課知的財産班
課長補佐

【経済産業省】宮本業技術環境局大学連携推進課課長補佐

【特許庁】高山総務部技術調査課長補佐

【事務局】 塩沢審議官、扇谷参事官

座長 それでは、ただいまから「研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム」第 2 回会合を開催いたします。

本プロジェクトチームは、今の表題の御議論をいただくものであります。

座長 専門調査会でいろいろお世話になっている先生です。

事務局、資料の確認をしてください。

事務局 本日、お手元に配付させていただいております資料は 5 点でございます。 まず、資料 1 が当検討プロジェクトチームの構成員の名簿でございます。

資料 2 が今回の招聘専門家リストでございます。

資料 3 が「大学等の研究における他者の特許発明の使用円滑化について」という論点整理ペーパーでございます。

資料4が本日中心としていただきます「試験研究における特許使用の円滑化について(事例研究)」でございます。

資料5が第1回の議事録(案)でございます。

以上でございます。

座長 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。

資料4をごらんいただきたいと思いますが、前回、具体的な事例を出してほしい、そうすることによって意見交換がやりやすくなるという御提言がございまして、事務局でつくってもらったものであります。

外国の特許についてという御発言も専門調査会であったわけですね。

事務局 はい。

座長 併せて外国の特許を使う場合ということもありましたけれども、今回は、それは用意されていません。主として国内の事例について事務局でつくってもらったものであります。

まず、そこから説明してください。

事務局 只今、御説明がありましたように、事例を出させていただいて、それについての御検討をさせていただきたいというふうに思っております、よく起こりそうな事例というものを、大学の研究者の方等にお伺いをして、仮想のものとしてつくらせていただいたものでございます。

ケースについては4つ用意させていただいております。まずケース1について御議論いただければというふうに思っております。ケース1の御説明をさせていただきます。

対象となる特許発明につきましては、動物の成長ホルモンを生成する特定の遺伝子を発現させた細胞に関する発明であります。

その発明をした方は、あるA大学というところの教授でございます。

特許権は、原則機関帰属ということでA大学に帰属しているという想定でございます。

その発明の原資となったものは、国からの補助金によるものという仮定を置かせていただいております。

使用の形態でございますが、この細胞を培養して、細胞が生成した成長ホルモンを使いまして、動物の成長に関する研究を行う。この研究を行う方が、A大学とは別の大学、B大学の、例えば助教授の方という想定でございます。

その想定につきまして、幾つかの質問の形、それに対して答えを整理させていただくということで、議論を深めていただければと思っております。

まず、最初の質問について、これは特許法の解釈の部分でございますが、特許法上、以下の実施に特許権の効力が及ぶかということで、実施については3段階になっております。

- ・この細胞を培養するという形。
- ・この細胞から成長ホルモンを生成するという実施形態。
- ・成長ホルモンを使って動物の成長に関する研究を行う。

こういう3段階が考えられるのではないかと思います。それについて特許権の効力が及ぶかどうか。特許庁の方から御見解をいただければというふうに思っております。

2番目としまして、この使用について、特許権の効力が及ぶという場合の想定でございますが、その場合どのように取り扱っていくことが妥当かということで、

この使用について特許権者の許諾を得ることが必要なかどうか。許諾を得ていない状態でB大学の先生は研究を行うべきではないと言えるかどうか。

番目、使用をするときに使用許諾契約を結ぶ必要があるかどうか。

番目として、使用について使用料を支払う扱いが妥当かどうか。

こういうことについて御議論いただければと思っております。

3番目、Q1の特許権の効力が及ぶというところの前の段階で最初の細胞を購入した場合、最初の想定は許可なく勝手に培養したという想定ですが、Q3につきましては、細胞を購入した場合、通常、ものを購入した場合には、特許権の効力は消尽する、消えてしまうというのが法律上の設定でございますが、この細胞を購入した場合に、それを培養する行為、成長ホルモンを生成する行為、研究を行う行為といったことについて特許権が及ぶかどうか、また、それについて取扱いはどのようにすることが妥当なのかということの御議論をいただければと思っております。

2ページ目に入りまして、想定の部分の応用問題でございます。

まず、特許権者が大学ではなく、民間企業である場合には、取扱いをどのようにするのがいいのか。

Q5は、使う側が民間企業の研究者だった場合にはどのような扱いになるのか。

Q6といたしましては、基になっている財源、原資について一部民間資金が入っている場合にどのように考えるのか。

Q7といたしまして、その原資について、一部運営費交付金等が含まれている場合には、どのように扱うのかといったことを御議論いただければと思っております。

ケース2、3、4につきましては、また追って御説明をさせていただきますが、Qの立て方は、基本的には同じような立て方になってございます。少しずつ設定の状況が変わってきているというところでございますので、まずQ1で十分御議論いただければと思っております。

説明は以上でございます。

座長 ありがとうございます。といたしても、ケース2、3、4がどこが違うのか気になる方もいるかもしれません。ケース2は共同研究の場合、ケース3は同じ先生が大学を移った場合、ケース4はJSTみたいなところが特許権を持っている場合です。一番典型的な例として、ケース1は発明者が大学で、使用者が大学というケースで、これをまず御議論いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

招聘者 質問してよろしいでしょうか。

座長 どうぞ。

招聘者 Q4は、民間企業が特許権者だと書いてあります。ケース1の前提は国からの補助金だけれども民間が特許権者だというのは、具体的に大学においては、どういう場合を想定していますか。

事務局 大学の先生自身はいろんな研究費をもらっている場合があります。そのときに国の補助金でやっている研究と、民間資金と一緒にやっている中で研究成果が出てきた場合に、可能性としては両方がかぶっている場合もあるだろうということなので、仮想の状況ですが、そういうのを一応考えております。実際はそんなに多くはないかと思いますが。

招聘者 研究開発資金というのは、奨学寄付金だったら、現状は機関帰属の扱いにしますね。そういう場合ではないということですね。

事務局 ないということです。

招聘者 例えば、受託研究とかを想定しているのでしょうか。

事務局 あるいは共同研究のことを想定しておりますが。

招聘者 そうということですか。ちょっとその前提が大学の場合はどうなるのだろうというのがまずあります。

座長 いい御質問だと思いますので、今の特許権者が民間企業のところを、もう一回整理して説明してください。事例としてどういうケースがあるか。

事務局 Q4でございますけれども、これはA大学の先生が民間からの委託あるいは何かの共同研究の形で研究をしておりまして、それについて成果を出したという場合です。その権利を民間企業の方にお渡ししている場合のことを想定しております。

当然ながら原資のところは国からの補助金というので少し条件が変わるかもしれませんが。ただ、国からの補助金という形ではなくて公費とか、いろんなものが含まれている場合もありますので、そこは連動して変化があるというふうに御理解いただいた方がいいかと思えます。

ただ、そのケースとして非常にバリエーションが出てきますので、そのバリエーションを全部書いていると、かえってややこしくなるかなと思ひまして、割とシンプルな形で整理させていただいているところでございます。

招聘者 受託研究なんかがあり得るかなとは思ったのですけれども、一般的には余りないケースかなと思ったんですけれども。

事務局 機関帰属になる前の昔の制度のときの状況もあり得るので、5年ぐらい前にやった結果というのは企業に既に渡している場合があるので、今の制度上ではレアケースになるかもしれません。

招聘者 それを一応前提としていただければいいですね。出てくる議論も5年前のケースを議論しているという前提になるわけですね。

招聘者 最近でも、やはり大学から譲っていただくケースがございます。

ただ、必ず国の補助金がメインかどうかは若干疑問なのですけれども、そういう意味で、

大学、発明者、企業、権利者という前提で単純にシンプルに議論させていただければよろしいのではないかと考えております。

招聘者 一旦機関帰属化したけれども、結局、研究者が譲っていただいと、それで今度は企業の方という想定だということでしょうか。

座長 そういうのもあると。

招聘者 なるほど、了解しました。

それからQ7ですが、これは全部のQに出てくるのですが、「一部運営費交付金が含まれている」というのは、具体的にはどういう意味なんですか。

座長 これも事務局から、多分これをぱっと見るとそう思うのではないかと思います。

招聘者 意味を教えていただければ結構なのですが。

事務局 大学の先生の研究は、通常公費等、いろいろな研究費を大学から得ている部分があります。そういう研究費がベースになって研究されている場合がありますが、どのお金で研究しているかという、運営費交付金が入っているか、入っていないかと余り仕切っているわけではないと思います。運営費交付金の場合は、余り特定の制限を設けてはいけないというような運用の中に入っていて、これは運営費交付金が入っているから影響力があるのか、ないのかとか、そこどころがややこしくなる可能性もありますので、一応整理していただいた方がいいかなと考えております。公金も入っているけれども、多分結論としては判断は変わらないということになるのではないかとすることを想定して入れさせていただいています。

招聘者 つまり、運営費交付金の中に共同研究に使うという用途が入っているという意味なのですか。

事務局 先生の研究の基になる原資の部分に運営費交付金のようなものが含まれているときです。

招聘者 というふうに解釈するということですか。

事務局 はい。

座長 私も大学を離れて2年何か月かになりますので、ここは今の法人化された大学で御苦労されている先生方に、むしろ教えていただきたいのですが、運営費交付金というと、これは大学の学長にまとめてお願いしたものであって、一切触ってはいかぬという非常にかたくなな解釈があるのです。

それを突き詰めていきますと、例えばガイドラインにこういうものを書くこと自体だめだという議論になってしまうわけです。しかし、現実には運営費交付金を使って研究するというのは幾らでもあるわけですので、むしろ現場の先生方もおられますので、どういうふうに理解したらいいかということが、多分事務局の心配ではないかなと。それでいいですね。

事務局 はい。

招聘者 「実態として」とか、何かそういうふうに入れていただくと、つまり運営費交

付金というのは、おっしゃるとおり用途を限定しない、だからこういうことを言っても実際には、こういうケースは文言上ないじゃないかという議論が出てきてしまいます。先ほどの話は実態をおっしゃっているんでしょう。だから、「実態として」とか、何とかと入れていただくとわかると思います。この中に入れるというよりも議論の整理の中で。

座長 大いに質問していただいていると思いますが、最終的にこのプロジェクトチームでまとめるときは、そういう誤解のないように文章を、または先生方と一緒に御意見も踏まえてやらせていただきたいと思います。

ほかの御質問はいかがでしょうか。

招聘者 今回の案件に関してなんですが、前に私は質問させていただいたのですが、運営費交付金や人件費が入っていますので、そうしますと、原資というものの定義の問題でして、原資というのをそこで働く研究者の給料費まで含めると、これは一部運営費交付金が含まれている場合ではなくて、全部の研究に対して含まれるわけです。もし原資というものの定義が、実際にそこで使われる直接経費という話になりますと、この場合だけは正しいことになると思うんです。

ただし、そこにある設備自体を運営費交付金で取っていて、直接民間企業から共同研究等で来る原資は別だということになりますと、ここでまた一つ定義をきちんとしなければいけないという問題があります。

事務局 一応、人件費とか設備費とか、そういうものは想定の外でありました。

招聘者 そうすると、原資というのは直接経費ということですね。

事務局 はい。

座長 ただ、議論をしていく過程で、原資というものをこういうふうに理解すべきだということになったら、それでもいいと思いますけれども、これはあくまでもたたき台としてのQです。おっしゃるように皆さんで議論するときに共通の理解が必要だと思います。ですから、是非御質問していただいて御議論いただきたいと思います。

もし、よろしければ御質問だけではなくて、ケースに1について1、2、3、4とありますけれども、御意見をいただければありがたいと思います。

オブザーバー 資料4のケース1のQ1というところでございますけれども、この特許発明は、細胞という物の発明ですので、本来的にこの特許発明を実施するという行為としては、普通は生産をするとか、使用する、あと貸し渡すというような行為が、その発明の実施ということになると思います。したがって、「この細胞を培養する」というのは、多分生産をするという行為だということになりますので、この特許発明を実施しているという行為になる、したがって、これが許可なく行われた行為だとすれば、それは侵害になって特許権の効力が及ぶでしょうということになると思います。

「この細胞から成長ホルモンを生成する」という行為になってくると、細胞というものを使用した行為というふうに見るのではないかなと思うのですが、この辺は確定的なことは申し上げられませんが、多分普通はそれを使用した行為というふうにとられて、これ

も発明の実施だということになるのだと思います。

「この成長ホルモンを使用して動物の成長に関する研究を行う」という行為になると、本来的には細胞は全然出てこないのので、この細胞の権利からは外れる行為になると思います。要は侵害行為とは全然関係ない行為ということに という行為はなるのだと思います。

このときに問題になるのが、 というのが、そういう行為が止められるかどうかということではなくて、最初の と が特許発明の生産、それから特許発明の使用という実施行為だとしたときに、それらの実施が細胞自身に関する試験研究のために培養をしたりとか、成長ホルモンを生成させてみたりということをした場合には、69条でこれは効力が及ばないとされるのですということだと思います。

したがって、これらの培養とか、生成という行為が細胞自体の研究ではなくて、他の動物の成長に関する研究だという目的で、 や という行為をした場合には、これは特許権の効力が及ぶというのが、69条上の解釈になるということだと思います。

以上です。よろしいでしょうか。

座長 と が一緒だったら特許権の効力が及んでいるわけです。というのが特許庁の解釈です。

招聘者 今おっしゃっている解釈というのは、特許庁さんは通説という形でおっしゃっているんですけども、実際は通説といっても染野さんという学者さんが昭和63年に農薬の事例で書いた論文が1個あるきりなのです。

特許法69条の解釈については製薬会社の後発医薬品の開発について山のような判例があるのですが、大学とか研究機関においてはどうかという議論はされたことがほとんどなくて、かつ判例もないんです。

だから、今、特許庁さんがおっしゃった議論で、 がいわゆる69条1項に当たらないのではないかと、この事例の研究の前提として、こういう行為を行う場合には、69条に当たらないのではないかとというのは1つの見解としてはあると思うし、そういうことをおっしゃっている学者さんもいらっしゃるということは了解しているんですが、しかし、日本の特許法上の解釈というのは、最終的には裁判所が握っているものですから、裁判所の判断はまだないという留保を是非付けていただきたいと思うんです。

裁判所の判断がない中で、以上のような解釈になる「可能性がある」と。そうであれば、まだ言い方としては正しいかなと思うのです。

だけど断言してしまうと、これは裁判所の判断がこうなるという前提の下のことなので、私はそこまで言うと言い過ぎなのではないだろうかと思います。

座長 ですから、特許庁の見解と。

招聘者 そうなのです。私はやはり後発医薬品に関する裁判所の山のようにある判例を見ますと、裁判所はかなり69条1項についてはケース・バイ・ケースで、日本の裁判官というのは、ケースに応じて柔軟な判断をし、余りドグマティックではないんです。

だから、どちらかということ、69条1項の範囲を広く認めている判例はたくさんあるので、

その判例の傾向から考えると、この研究に、
の行為をするのは、判例の解釈から言えば当たらないと。つまり、69条の1項の範囲内であるという解釈は十分あり得るかなとは思っております。

座長 効力は及ばないと。

招聘者 そういう解釈も十分あり得るかなと思っております。

座長 わかりました。どうぞ、いろいろ御発言をいただければと思います。

もう答えが出たということで、いいですか。

招聘者 私も同じスタンスなのです。というのは、いわゆる何をベースにして判断するかということになると、学説というのがあって、現時点で判断基準というのがそれだけなんです。

それだけで、これだけの重要なことを判断していいのかというのが、私の疑問であって、多分、先ほどの招聘者のご意見も同じ視点からおっしゃっていると思うのです。

現実的な話をしますと、やはり学説があって、今までこういうふうに判断してきたから、この流れが続くんだらうという前提で今までずっと議論していたんです。本当にそれでいいんだらうかというのが、ここでのディスカッションのスターティングポイントではないかと思うんです。

ですので、今の事例研究のケース1の、まさにこれからディスカッションするんですけども、ベースラインを既に染野説をベースにしてしまうのか、あるいは染野説すらもう一回見直す必要があるとして始めるのかということ、やはり皆さんと共有認識を持った上でスタートしなければいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

座長 どうぞ。

招聘者 原則論は、私もそのとおりだと思っております。個人的には染野説が絶対だと思っておりませんで、見直すべきだと思っておりますけれども、昨年度の審議会のワーキングの方の報告書には、一定の見解としてこういう前提がつけられています。あとこの前提の中には、特に欧州における考え方とかなり近い考え方があるのではないかと理解していますから、とりあえず、この前提ということで議論を進めることには私はやぶさかではないと、むしろ一旦議論をする必要があるのではないかと考えているところです。

座長 その前提というのは、今の特許庁の説明を前提としていると。

招聘者 はい。実際に、例えばQ1の
の行為ということ、を大学がやった場合と、企業がやった場合で、更に目的がここには研究となっていますけれども、企業における研究はかなり微妙なところがございますので、ここまで議論しなければいけない可能性も出てきますので、そういうことも含めて特許庁さんの前提で議論するとどうなるかということの一回やってみたらよろしいかなと思っておりますのでございます。

招聘者 今、国際的な議論、欧州や米国での議論ということもありましたけれども、海外でも、例えばナショナル・アカデミーとか、そういったところでは、リサーチ・エグゼンプションの調査研究というのが進んでいて、制度自体をどう変えていくかということで

議論が進んでいます。現状の解釈の中でどうなるかということと、更にその解釈自体どうすべきかということと同時に議論すると、ごちゃごちゃになってしまうと思うので、議論のテーマとしては両方扱うような形で、どちらの議論をしているかというのを比較的切り分けて話した上で、将来的な提言にもつながるような話も同時に含めていくのも1つの手ではないかというふうに思います。

招聘者 2本立てでやるというのは、いかがですか。ワンセッションは染野説をベースにしてやって、別のセッションは、それを取り崩した前提でもってやってみる。

今の欧州の話もありますし、アメリカに数か月前に行ったときに、逆にこのディスカッションをしたときに、日本には法律に書いてあるんだね、だから日本のことを勉強しなければいけないとアメリカの人たちは逆に言っていたんです。ですので、これはまさに世界中でホットイシューになっているんですね。

座長 2本立てというのは、今の特許庁の解釈を前提にする場合と、そうでない場合なのか、それとも特許庁の解釈を前提にする場合と、法律を変えるということの2本立てですか、何の2本立てですか。

招聘者 法律を変えるのではなくて、染野説を横に置いておいてという話です。

招聘者 そういう解釈に立つ場合と立たない場合という意味ですね。

座長 立つ場合と立たない場合ですか。

招聘者 はい。

招聘者 私もそういう趣旨で申ししたんですけれども。

招聘者 69条を自由に解釈して議論というのはあっていいと思います。それはちゃんと前提を持った上でです。

座長 私は余りそれをやりたくないのは、法律の解釈論になりますと、私は勿論、先ほどのご意見のような視点は大切だと思いますが、それよりも、やはり大学でできるだけ自由に研究する、私はそういうガイドラインなり仕組みにしたいというのがメインですから、その点から見てどうかというふうにやっていただく方が私はありがたい。

要するに、前提にした場合と前提にしない場合によっては法律解釈論みたいなものになっていく可能性もありますので、それも大切なんですけど、法律家がたくさんいて議論しているわけではないですから。

招聘者 特許庁さんの解釈に立つと、どうしてもいろいろ制約が出てくるわけです。仮にそういう前提に立たない場合には、非常にフリーな範囲が広がるわけですね。まず、ここがすごく違うわけです。

だから、もし座長がおっしゃるように、自由を確保する方向であれば、そういう解釈になるんだろうと思うんですけれども。

座長 ちょっと誤解のないように申し上げますと、特許庁のような解釈を取らなければ、自由という意味では余り議論しなくていいことになりすね。

招聘者 試験研究の範囲が広がりますので。

座長 そうなりますね。特許庁の解釈を尊重する、あるいは尊重せざるを得ない場合は、研究の自由がなくなってしまうという議論ではなくて、そうであっても研究の自由をどうやったら確保できるだろうかというような視点にしていただけるとありがたいという意味です。

招聘者 もともとの趣旨というのは、まさに座長がおっしゃったように、大学における自由な研究をどういうふうに確保するかというのが、多分全員の共通認識だと思うんです。それをディスカッションするときに、やはり避けることができないのが特許法であって、それは現状の解釈があるし、それを踏まえた上じゃないとある種のコンペンシングなガイドラインができないというのが現状かもしれない。

そうなんだけれども、それだけにとどまっていたら、いつまで経っても変わらないので、では染野説ではない、もっと広い解釈をしたやり方というのもこういうふうな考え方があるということ、ここでもって提言するというのが一つのやり方だと思います。

座長 もう一回整理しますと、皆さん共通のお考えだと言われたのでほっとしたんですけども、勿論制限があると思いますけれども、研究者ができるだけ自由に、少なくとも国際競争をすることに支障のないように自由に研究ができるということを前提にして、今の2本立てということで、そういうことでいいですか。できるだけ研究の自由を保証してあげたいということを更にQ1の上に前提として置かせていただくというのは、いいですか。

招聘者 法律論は、全然わからないのですけれども、いずれにしる先生方が法律論的に、あるいは特許庁の今の結論めいたお話も、要するに非常にファジーで状況としてはわからないですね。ですから、それを先生方から全部飲み込んで、これはこうだ、これはああだというふうには言えないと思うのです。

ですから、まさに今回の御趣旨どおりに、先生方が自由にやるということは、それが後で、これは最終的には産業化の問題になってくると思うので、非常に不安な状況で研究するということになり非常にリスクが多いわけでしょう。ですから、やはり最悪のケースを前提とした議論の方が私はわかりやすいんじゃないかと思うんです。

だから、今回の話は法律を変えるわけではないし、解釈も変えないわけでしょう。

座長 いやいや、別の解釈も。

招聘者 そうですか、どこかに大きな解釈の変更はないみたいな記載があったと思うんですけども、解釈は変えてもいいんですか。

座長 いやいや、変えてもいいかどうかというのは、だれもわからないんですけども、しかし、大学の研究者が自由に研究するためには、どうしてもこうしたいということであれば、そういう提言をするしかないと思うんです。

招聘者 なるほど、とにかく私なんかは産業の世界しか知らないんで、特許というのは非常に恐ろしい話ですから、そういうあるリスクを抱えながら、この問題に関してはやれるね、これは69条だねという判断ができないなら、事実上、各先生方は大きなリスクを抱

えることになると思うんです。

座長 それではよくないので、やはりある種のガイドラインをつくった方がいいのではないかというのが何人かの意見です。ガイドラインが適当かどうかはわかりませんが、

招聘者 今回のガイドラインの議論は、そこに立ち入らないとできないですね。これは69条の範囲なのか、範囲でないのかという研究の対象そのものを区別しなければならなくなるでしょう。

招聘者 ただし、その仕事は結局最終的には裁判所の仕事になるんですね。ここは裁判所ではないので、ただ私は弁護士として思うには、もしかしたら、何年後かにそういうケースが出るかもしれないときに、やはり行政側とかで何を議論されているかということが、1つ裁判所の資料になっていくのが、要するに、今のこの議論が実は証拠になってくるんです。それが弁護士としては非常に怖いんです。つまり、弁護をする立場としては、大学の自由を守るために、逆に今よかれと思ってやっていることが、後になった裁判所の判断に影響を及ぼすことが怖いんです。そのリスクさえなくしていただければいい。そのためには、今、2本立てで議論するという御提案があって、それでもいいし、あるいは先ほど言ったように、とにかくこれについてはまだ解釈論の帰趨が、つまり裁判所の結論は出ていないので、仮にこういう見解になったというときに、例えば仮に特許庁さんのおっしゃったような見解に立ったときにはこうだという留保付きの意見で出していただくというのであれば、ある意味で最悪を想定するわけですね。最悪を想定した場合にはこうだと。

座長 皆さん、そういうお考えでしょうか、私はちょっと違うんです。

招聘者 先生がおっしゃっている大学の研究の自由度を確保すること。私は、この目的に賛成です。目的はそこで議論しないと、収束しないですね。

そのときに、ちょっと注意しなければいけないと思うのは、フリーハンドは確保するんだけど、そこで生まれた研究に対して独占的な権利を得て、または権利行使をしていくということになると、それはちょっとバランスが取れていないんじゃないかなという気がするんです。

研究の自由度を確保するのは、それはそれでOKだと思うんですが、そこで生まれた成果物に対して何らかある程度の制限を加えるとか、何かしらのバランスは必要ではないかなと思います。入口として自由度を確保するというのは、私は賛成です。

座長 先ほどの招聘者の意見と私がちょっと違うのは、その点ではなくて、私はここで何かつくと裁判に必ず影響すると思うんです。ですから、それは影響しないようなものをつくるということが違うだけで、後は同じです。

招聘者 確かに難しいと思います。

座長 必ず影響すると思いますよ。

招聘者 ただ、表現の仕方が非常に大事ななという気がしています。留保付きだったりすれば、そんなに危険性はないかなという気はしています。

座長 その辺を注意をしてということでもいいですか。絶対影響を与えないようにと言わ

れてしまうと議論ができなくなる危険性がありますので、最終的には文言のところでの辺はある程度煮詰まった段階で御議論いただくということでもいいですね。

招聘者 私もその方針で問題ないと思うんですけども、どういうスタンスで議論するかということで、最終目標としては大学への研究活動が盛んに活性化されるということが共通の認識でありますので、むしろそのための議論であれば、そういう方向に裁判の結果に影響するのであれば、むしろ喜ばしいことなのではないかというふうに思うんです。

招聘者 69条1項の議論ですね。まあいいです。

招聘者 裁判にどう影響するかというのも結果論の話です。

座長 弁護士の立場だと、またいろいろと御心配があるんだと思いますから、最終的にはバランスを取る必要があると思います。では、そういう前提で是非御発言ください。

では、特許庁の解釈を前提にするというケースを1つ設けた方がいいですか。

事務局 とりあえず、議論をそこからスタートしていただいた方がいいです。

座長 後でどうするかは別として、とりあえずそうしましょうか。それでよろしければ、特許庁の解釈を前提として、以下の議論をしていただく。

では、どこでも結構ですので御発言をいただきたいと思います。

事務局 今、Q1の方で特許庁の方の解釈をいただいたんですけども、その前提を踏まえますと、Q2のところについて使用の許諾については必要であるということであり、許諾を得ないでやっていいかということ、やっちはいけないという解釈に自動的になるのではないかと思います。特許庁の方の解釈はそれでよろしゅうございますか。

オブザーバー 許諾を得ていない、行うべきではないと最終的に判断するのは裁判所なので、多分裁判所はこういうふうに言うんじゃないのかなというふうに我々としては過去の学説とか、ヨーロッパでの状況、アメリカの状況からすると、多分これは特許権侵害だというふうに裁判所は言うのではないのでしょうかと言っているだけです。

事務局 排他的独占権を持っている人の許可を得ないで実施するというのは侵害であろうというのは、解釈として成り立つのではないかと思うんですが。

オブザーバー そういう判決が出る可能性はあるんじゃないかというふうに申し上げるだけだと思うんです。

座長 もっと別な言い方をすれば、我々が何もメッセージを出さなければという前提が付くと思います。我々がメッセージを出すと、それによって多少変わる可能性が出てきます。

招聘者 Q2について、私の思うところを申し上げたいと思います。

は原則的には、何らかの許諾が必要なんだと思いますが、については原則大学機関の研究ツールのやりとりに関して、特に特許権ということに関しては、ライセンス料フリー、経済的な特別な行為になっていないので、ライセンス料フリーということで、ただそこにお互いが使っているという一定の認識の必要があると思うので、何らかの形で簡単な覚書みたいな契約が必要なんではないかと思っております。

招聘者 ですから、Q2の問いかけでも、例えば行うべきではないと言えるかどうかと

ということで、その「べき」というのを法律的な解釈としてどうかという観点と、あと実際問題としてそういうことをしていた場合に、本当に訴えられるのかどうかという実際問題の話があり、ましてや、こういう行為をしていたB大学助教授という人がいたからといって、別に特許権者が訴えて何か実際的なメリットがあるかということ、そうでもないと思いますので、法律的な解釈としてどうかということと、実際問題として何か問題があるのかどうかということというのは、場合分けをして考えた方がよろしいと思います。

そういった意味で言えば、このケースでは、法律的には許諾を得ないといけないケースではありますけれども、単に研究をしているだけの段階では、ジョン・ウォルシュさんの調査によりますと、特許権の効力の例外というのは事実上あるんだという結果も出ています。場合分けが無限になってしまうと困るんですけども、その両方の観点から場合分けをするのがよいと思います。「べき」というのはどこの軸で言うかということを一応念頭に置いて議論するとよろしいかと思います。

座長 さっきのナショナル・アカデミーなんかはどんなふうになりそうなんですか。

招聘者 やはり、あちらは科学者の研究の活性化ということを目的としていますので、その団体からの提言としては、研究の自由度を増やすという方向で議論して、政策的にも働きかけていくということだと思います。

座長 今の契約とか覚書についてどうでしょうか。

招聘者 単に自由にやっていいかどうかということと契約は必要かどうかということについてですか。

座長 そうです。その辺のきわどいところです。

招聘者 ナショナル・アカデミーにおいて現段階でどうなっているかはわかりませんが、私の考えというのは、完全に自由といっても実際に使えるということが重要なので、だれがどういうふうに使っているかということはきちんと登録してわかるようにしておくということ。

あと、もっと踏み込んで申しますと、やはりツールをつくった人としては、前回も少し申しましたけれども、それが使われるということ、そして自分の研究が引用されていくということが、一つのインセンティブにもなると思います。ですから、どれがどのぐらい使われているかということは、そういった意味でもちゃんと把握して、むしろアカデミックナリワードという意味で発明をした人に返すのがよいのではないかと思います。

座長 論文引用と同じような感覚ということですね。

招聘者 今の御議論もそうですし、全部仮に特許庁さんの解釈に立つという前提ですね。そこは、私はとても違和感があるんですが、仮に立った場合であっても、この研究の内容自身が、やはり純粋なアカデミックユースであるので、どう考えるべきか。

69条1項は適用されないとした途端に は、やはり許諾を得る必要はあるし、研究を行うべきではないと言える、こういう議論になってしまうのかというところが、もう少し何かないのかと。

やはり基本的に研究の目的とか、内容・程度が本当に純粋なアカデミックユースにとどまっているので、やはりここは権利の濫用という議論も出てくるのではないかと。特許権の行使というのは、やはり産業の活性化とか、法律の目的があるわけです。

だから、ある意味で研究の一番源泉の、利益も何も生まないところの研究の息の根を本当に止める権利が特許権者にあるんだろうかという感じがいたしまして、そうすると、やはり については権利の濫用というような、少なくとも の許諾を得ていない以上、

は研究を行うべきではないと言えるか、つまり研究の差し止めを求められるかということになると、場合によっては権利の濫用と言えるのではないかと。アカデミックユースに純粋にとどまっている場合はそのような議論も成り立ち得ないわけではないという感じはいたします。

座長 アカデミックにとどまっていない場合は？

招聘者 そこが難しいですね。69条1項の適用を外してしまった途端に、やはり非常に大学にとっては厳しい話になってくるのではないかと思います。

座長 はどうですか。アカデミックな場合は、 は勿論支払う必要はないわけですね。

招聘者 ないですし、「妥当か」という議論なので、仮に使用許諾契約を締結する必要があるという場合であっても、勿論これは使用料を払う扱いは妥当ではないと。

問題なのは、実際に実務的にこの手の使用許諾契約というのは、研究成果の開示とかを求められることが多いことです。

これは、国内での事例だけを想定していますが、例えば海外のバイオベンチャーから、許諾を受けるときには、当然これによって得た成果について開示せよという条項が入ったりするんです。独禁法に違反しているとか、違反していないという議論はあるんですが、やはり非常に恐ろしいのは、実務的にこれをイエスといったときに、契約のほかの条項にどんなのが入るかということが実際には出てくるというのが、非常に懸念するところなんです。

座長 イエスというのは、契約を締結する場合ということですね。

招聘者 そうですね。だから、もし目配りをしていただいて、お金の問題もさることながら、それ以外の情報開示の義務を負わせるべきではないということにしてほしい。これをちゃんと入れていただかないと、つまり日本の大学とか研究機関がやっている研究成果は流出していきますので、非常に恐ろしいことになると思うんです。

座長 この間の専門調査会の話ですね。

招聘者 ええ、実際に契約ではそうなっていますので。

座長 どうぞ、ほかの方。

招聘者 実際にこれを運用しようと思った場合に、訴訟を受けることはないだろうという指針で運用するわけにはいかないですね。大学としてコンプライアンスはきちんと守っていきたいということがありまして、率先して大学が訴訟の費用範囲内であれば、黙ってやればいいということを行うわけにはいかないのです、運用上は難しいと思います。

それから、特許庁見解を認定した場合には、これは全部必要があるという結論にならざるを得ないと思うんですが、一点、ケース1に関してのみは、特許発明を持っている特許権者が大学のわけです。

そうすると、特許権者側がある程度の宣言をしてしまえば、それはそれで済むんじゃないかという気がします。これは、ケース1に限った話なんですけど、特許権者側が大学のアカデミックユースに関してはこういうような条件で使ってもらう分には構わないという宣言をしてしまうというやり方は1つあるかなと。受ける側の状況よりは、出す側の方に。

座長 先生おっしゃるのは、総合科学技術会議は政府機関ですから、政府がそういうことを言うのではなくて、各大学が宣言すればいいということですか。

招聘者 たまたまケース1に関してはそういうふうになっている。総合科学技術会議が総論的に、こういったアカデミックユースの場合は特許権者側が開放することが望ましいというガイドラインを出すことは非常に利益が大きいと思います。

座長 ほかに、どうぞ。

招聘者 多分、この場というのは、仮定のケースに対して仮定の判例を積み上げるという場ではないと思うんです。

何かというと、対象となる特許発明のケースがあって、もしも我々がB大学助教授であった場合には、どういったガイドライン、どういったルールを用いるとスムーズに研究ができるだろうかということ、ここでもってガイドラインとして提言するんじゃないかと思います。

ですので、Q2の ということころをちょっと横に置いておいて、前提がA大学の特許権者であって、それをスムーズに使うときにはどうしたらいいか。一応最低限の契約は必要なんですけれども、なるべくライトなものにするとか。

実際に先ほどの招聘者がおっしゃったように、ライセンス・フリーにするとか、ノンエクスクルーシブの形とか、そういった形のものを積み上げていって、ケース1、2、3という形でもって、ある種の提言を書いていた方がよいのではないのでしょうか。具体的にどうやって使ったらいいかという話なんです。そっちの方が建設的なような気がするんですが、いかがでしょうか。

座長 そのとおりなんでございますけれども、もう少し結論に行く前に皆さんの御意見を伺おうかなと思っていただんですけども、もうこういう御提言もいただきました。

招聘者 Q3のところでも関係してくるかもしれないんですが。

座長 どうぞ、Q3に行ってください。

招聘者 この細胞をだれか販売している人がいる、あるいは大学か、だれかに許諾して細胞が販売されている、いわゆるビジネス化されているような場合、成長ホルモンの産生能が高いから、何かいろいろツールとしても使えるという趣旨で、販売されている場合にも、私は原則的には大学-大学間だったら独自調達しても、こういう覚書を結んだ上で、いいんじゃないかと思っているんです。

そういうときに、逆に覚書等がないと、販売しているビジネスが片方で成り立っていますから、どこまでどういう形で許諾があるのかということに混乱を来すのではないかと思っております。

大学機関は原則フリーで、自分たちで調達しても、これはやむを得ないんじゃないかと、昔からそういう場合もありましたので、そういう趣旨で特許庁さんの69条1項の見解に立てば覚書等が必要になる。

当然、私も情報開示の問題があって、企業からいろいろものを提供すると、大抵そこで得られた情報は是非くださいというのをくっつけることが多いですから、そこについては、やはり制限をして1つのひな形みたいなものを共有しておくことが重要ではないかと思っております。

座長 要するに使用者であるB大学助教授がA大学との間に覚書をしておいた方がいいということですね。それはさっきおっしゃったことと調和しているわけですね。特にQ3のようなことが出てくると、ますますそうだという御意見ですね。

招聘者 はい。

座長 この場合も、純粹にアカデミックなものまで覚書を書く必要があるかどうかという問題は残りますね。

どうぞ。

オブザーバー Q2ですけれども、特許庁さんのQ1に対する理解の前提に立つと、Q2の中の は、結論は決まっているということになってしまうと思います。

一方で、Q2の は、これは当事者の間で、支払いを求めるか、求めないかの話なので、これは一義的に決まるものではないと考えられます。そういった意味で質問の種類は違うと思います。

そうした前提に立ったときに、今回、議論しようとしている内容は、Q2の 番のように、要するに当事者同士で自由裁量がある範囲内についてこうあるべきだということのみを議論するのか、それともQ2の に当たる部分についてもQ1の前提に立てば、提携する必要があるということではあるものの、それで果たしていいのかということにまで遡って至って議論をするのか、そこを明快にする必要があると思います。

座長 それは当然後者です。

オブザーバー そうすると、Q1、Q2の についても、Q1の理解が特許庁さんがおっしゃるとおりであれば、必要であるということであるけれども、それは本当に必要か否かにまで立ち入って議論をするという理解でよろしいですね。

座長 余り特許庁と対立の議論にしたくない。特許庁の意見が正しいかどうかというような議論ではない。

オブザーバー そうだとすると、多分議論としては特許庁さんの理解に従った場合には例えばQ1の がある見解であるとするのであれば、その後のQ2以下はこういう理解になるであろうという議論をした上で、本当に実態の世界はそれでいいんでしょうかと

いう議論を、まず、特許庁さんの見解の出たもののベースの上に、それで果たして本当に現実社会はそれでいいのかというふうに、多分議論をしていくべきだと思います。

座長 皆さん、そういうつもりでやっておられると思うんです。

オブザーバー Q2の について、これは特許庁さんの見解の下に立てば、これは当然必要なのでしょうという議論は行われていますが、特許庁見解の前提については、今回意見を言うてはいけないんだなという前提で議論されている人もおられるような気もしたために発言させて頂いたのであります。

座長 いや、それは誤解です。Q2に入る前にQ1のところで我々の議論の整理をしているわけです。だから、Q1のところで特許庁さんの解釈を前提にする場合と、前提にしない場合の2通りやっていきましょうと。今、前提にする場合をスタートしているわけですから、後はどういうバリエーションもみんな考えることに。

招聘者 先ほど私ちょっと申し上げたつもりだったんですけども、 の許諾を得ることが必要か、許諾を得ていない以上は研究を行うべきではない、ということは法律的には差止めができるかということの裏返しなんです。研究を差し止められるかと。

それについては、先ほど申し上げましたように、純粹にアカデミックユースの場合には、例えば権利の濫用という議論も出てくるでしょうということをお願いした。つまり、特許庁の見解に立てば、当然 についてはイエスだという見解もあるでしょうし、場合によっては、イエスじゃない場合もあるという見解もあるというつもりで申し上げているんです。そういう趣旨で、だからここはそこも含めた検討をする。

座長 ですから、特許庁が言っていることにこだわる必要がないと言っているのは私です。

今、先生が言われたのは、そういうケースも含めておっしゃっているだけであって、それの中で議論しているわけではないです。

招聘者 いえ、特許庁の見解が立たなければ、69条1項により認められる場合そのものになってしまうので、権利濫用なんていう必要はさらさらありませんか。

座長 でもQ1の解釈（特許権の効力が及ぶ）が重いわけですので、だからQ1の解釈に立った場合に、繰り返し申し上げますと、それを額面どおりQ2、Q3に当てはめていけば、ある種の特許庁の見解というよりも、裁判所がこうするだろうという説明をされてきました。ある種の答えはずっと出てくるわけで、それで研究者がいいかということ、やはり皆さんがおっしゃっているように、かなりきつい面が出てくるわけですから、そこをどうしようかということだろうと思うんです。

招聘者 ガイドラインがいいと。

座長 ガイドラインがいいのか、あるいはある種の見解を出して、各大学にやっていただくのがいいのか、そこは私にはわかりません。

招聘者 大学で実際に研究をやっている立場からしますと、この論理がどうであれ、最終的にはここで許諾を得るという行為をすること自体、研究に非常にブレーキをかけるこ

とになると思うんです。

ケース1は、ケース2、ケース3に比べて非常にやさしいケースなんです。ここでこんな議論をしているようでは、ケース2、ケース3は大変だということなので、ケース1に関しては、もう許諾も何もなしで、ある程度のガイドラインなり、特許権者側の宣言なり何なりで自由に使うことにするんだ、それが大学のアカデミックな研究を促進し、ひいては日本の国力を上げるんだということになるんだと思うんです。そこにブレーキをかけるようなことは結論としては出せない、出してほしくない。

ですので、特許庁の見解云々もあるかもしれませんが、どういう形であれ、アイデアを出し合いながら、一切の許諾なしの方向へ持っていくほかに私はないと思うんです。大学はそうじゃないと研究はできないんです。

招聘者 みんな契約が必要とすると、本当に研究が実際に機動的に行われるようになるんだろうかと懸念します。だから、基本的には許諾を得るということ、つまり、契約を締結するということとはなるべく必要のない方向に持っていく方が、研究が自由に、機動的に行われるし、弁護士のための費用を研究予算と別に確保しなければいけないということもなくなりますし、とにかくいいんじゃないかなと思いますので、今の議論には非常に賛成です。

座長 よろしいですか。そうすると、そういう共通認識のようですので、その上で2ページのQ4はどうでしょうか。特許権者が民間企業である場合。あるいは使用者がB大学助教授が民間企業の研究者である場合。Q5ですね。

招聘者 ではQ4から。先ほど事務局からの説明にあったんですが、過去に対してと、未来に対しては少し違うというか、適用する範囲が変わるんですが、未来に対しては一度大学の機関帰属になったものを民間企業に譲渡するケースはあり得るんですが、その場合は条件付きで譲渡すればいいので、未来に対しては条件付きの考え方を適用すれば、それでどうにかなる。

過去に対しては、個人帰属だったようなものが民間企業にわたっている場合には、どうするかということなんですが、これに関しては過去にさかのぼってガイドラインを出すということなんでしょうか、よくわかりませんが、未来に対しては問題ないということだけを主張しておきますけれども。

座長 過去にさかのぼる必要、個別のケースではあると思いますけれども、ガイドラインとして過去にさかのぼるものをやる必要があるかどうかということですね。

事務局 EUのガイドラインを、きれいにここからフォローしますと言ったときに、そのときに権利として存続しているものというのは山のようにあるので、これから出願したものとか、これから特許を取れたものだけに限定していくと、実は整理的にはいびつな形になっているので、ガイドライン的にやるんだったら、その日から全部適用という形にした方が混乱は少なくなると思います。

座長 そうですか。では招聘者、Q5はどうですか。

招聘者 これは使用者の方ですね。大学としてはお金をいただきたいんですが、逆の場合を考えると、何て発言していいか、非常に微妙なんです。

座長 企業の方もおられますから、どうぞ。

招聘者 私は、まずQ4についてですが、原則的に何らかの形で大学から譲渡をいただいた、あるいは大学の先生から譲渡をいただいたケースもあると思いますが、こういったものについては、原則的にはアカデミック・ディスカウントみたいな形でのライセンス料をいただきたいという立場です。

Q5については、民間企業の研究者については、民間企業そのものだと思いますので、これは通常の民間企業のライセンスと同じライセンス料。ただ、商品についてのライセンスではなくて、やはり民間企業同士のリサーチ・ライセンスというのは、そういう習慣はまだ十分ではないですけれども、今後より熟成して行って、醸成して行ってそういうライセンス料が適用されるべきだと思っております。

座長 民間から見ればそうでしょうね。ほかの方は、いかがですか。ほぼ同じですか。

招聘者 これは、国費を使って原資としてでき上がったものが1つの枠ですね。それから大学とか、共同開発コミュニティと言っていましたか、枠が結構明快にかかっている中での話ですから、ここは法律の今の運用とか解釈を基本的には変えないとここに書いてあるので、ですから私は基本的にはそのところに準拠して結果的には同じことを言うのかもしれませんが、いわゆる技術の許諾の非常に簡単なフォーマットを決めて、この技術を使うということを非常に明快にやればいいと思うんです。

先生方とのやりとりでは、結構、先生方が紛糾するのは、あいつら黙って使っているというのが最大の先生方のやりとりの間で発生する問題点なんです。

ですから、非常に枠が決まっているんだから、非常に明快な、こういう枠でお互いの技術を使い合おうよねというのを、許諾何とか契約とか何とかというほどまで行かないような、フォーマットを決めてやればいいんじゃないかと思うんです。

それから、使用料に関しては、私はただということはないと思うので、何かの形で使用料というか、例えばA先生がやってB先生がやって、B先生が、例えば国費をいただけるような状況ができれば、それを何かの形で共同者として還元するとか、そういうことで和気あいあいとした環境をつくるのが大事なんではないかなと。今は構えてしまっているものだから、しかも自分の立場と相手の立場がわからないものですから、暗中模索の中でのいるんなことが起こりやすいという状況があると思うんです。ですから、そこを非常に簡単なフォーマットでやる。

さっきから議論になっている話というのは、これは実際に技術を使用して、特許を使用して産業にしようという話とそこの枠は違いますね。だから産業になるとき、あるいは今の取り決めたガイドライン契約みたいなものに更に上位の先行技術があったりなんかするときに問題が発生してくるわけでしょう。ですから、要するに1つの契約ガイドラインを非常に明快に決めた上で、問題が起こったときは、今、大学が特許権者にほとんどなって

いくわけですから、今まで特許になっていないものもあるから結構難しいと思うんですけども、それはこういうガイドラインの中で取り決めたある運営体が決着を付けていくというようなことは、バイオ関係に関してはかなり重要だと思うんです。SNP Sの200万個持っている連中が何か言い出すとえらいことになってくるでしょう。

ですから、法律を基本として、非常に単純化したやりとりが発生できるようにするのが結構大事じゃないかなと私は思います。ちょっと、とんちんかんな話なのかもしれないけれども。

特許もそして今は特許になっていないものも対象にせざるを得ないでしょう。ペンディングの部分はどうするんだ、そうすると難しいですね。

座長 私は、民間企業が入った場合にはおっしゃるとおりのような気がします。やはり民間企業の特許権者である場合であっても、アカデミックな仕事を大学でする場合は、今おっしゃったようにある種の信頼関係が保てるような覚書か簡単なフォーマットの契約をするべきとおっしゃったんだと思いますけれども、そういうことなんですね。

招聘者 問題は、成果が出てしまったときの問題なんです。成果が出なければ特許は紙くずですから、出てしまったときにどうするかという問題が発生するわけでしょう。

だから、枠の中で取り決めたことは、枠の中ならそういう非常に簡単な、シンプルで縦横無尽の契約というか、許諾何とかメモでいいと思うんです。

ところが、成果が出てしまったときに、いわゆる出口のときの大問題が起こってくるという可能性があるんで、そこは結構考えておかないといけないと思うんです。

ただ、そういう話が及ぶと大変なことになるから、とにかく非常に単純なる契約、ここにも契約ガイドラインと書いてありますから、ガイドラインをどうやって契約に落とし込むかという話だと思うんです。

招聘者 ただ、ガイドラインというのは法的な拘束力は全くないわけですね。だから、例えばここで議論してガイドラインをつくったことは、多分大学は守るだろうと。だけど、これを民間企業に行ったときに、民間企業が守る義務はさらさらないわけです。民間企業は自分の契約を出してくる可能性は十分あるというか、ほとんど自分の契約を出してくるし、ましてや外国企業は全く関係ないですね。

だから、ガイドラインをつくって、そこでひな形をつくるという議論とともに、Q4とかQ5でどう考えるかという議論をしておいた方がいいような気がします。

私は、仮に特許庁さんの見解に立ったときには、Q4は、これはアカデミックユースだから、やはり差止めまで求められるかということこれはちょっと権利の行使としては濫用なんではないかなというふうに解釈したいと思っています。

ただ、実際の行動としては、基本的には、まず許諾を求めていくことになると思います。勿論、譲渡するときに契約すれば一番いいわけですけども、過去の個人の特許の場合は、そのような許諾がないから、基本的には許諾を求めていくことになるんですけども、仮にその企業が許諾を応じない、あるいは成果を全部開示しろとか、成果について共有しろ

とか、いろいろ条件を出してきたときに、どうしても大学としてはのめないということが起きたときには、ではそこで研究を実施したら差し止められるかということ、これはアカデミックユースであれば、それはちょっと行き過ぎなんではないかという感じがQ4についてはしております。

Q5については、これは69条1項から外れるという特許庁さんの見解に立ってしまうと、なかなかアカデミックユースだという議論はしづらいなという感じがしてしまいます。民間企業の研究者ということであれば、今やっている研究自身も非常に純粋な研究、つまり大学でやっている研究と変わりなくとも、それが製品に結び付いていくということに、当然その目的のためにやっているんだらうという意味で、ちょっとここは権利濫用とかの議論は厳しいかなと思います。

招聘者 1つガイドラインについてなんですけれども、どういう効果があるかということ、ある種の行動規範を提示することによって、民間企業で、まだ確固たるポリシーがないところに対しては、こういう考え方があるんですということを提示することができる。多分、これが大学にとってもいいことだし、いわゆる研究開発を活性化するためには、いいことですねという意味表示だと思うんです。それに準じるか、準じないかは個々の企業が決定することであって、なんですけれども、今、何もない状況にあって、どういうふうに決めたらいいかわからないときに、やはりガイドラインが必要ではないかという話です。

もう一つ、ここで一番コアな話というのはアカデミックユースなんです。どういうふうに定義するか、どこまでをアカデミックユースで認めるか、大学の中でやることをやるのか、それとも共同研究の中でもある種の線引きができるのかどうか、その辺のところを煮詰める必要があると思います。それをクリアーにすれば、ある種のアカデミックユースに対してはこういうアプローチでというふうに差別化できると思います。

招聘者 今、アカデミックユースの定義という話になってきていると思うんですけれども、やはりクリアーカットな定義という意味で、一番単純に言えば、大学というものは明確に定義できて、その中でやる研究は全部アカデミックユースだと言ってしまおう、ということが考えられます。これは、極端な例として言っているのですが。

一方で、企業の方がみんな大学に来て、いわゆる抜け穴として使ってしまうということがありますので、ちゃんと定義をしないとイケないということがあります。アカデミックユースとノンコマースシャルと同じかどうかということ、そうでもないと思いますし、行動を縛るためのガイドラインというよりは、まずアカデミックユースをどう考えるかということも含めたガイドラインが必要だと思います。

私の意見としては、勿論バイオの研究だけをカバーするわけではないですけれども、例えばバイオの研究では、遺伝子から医薬品という流れで言えば、スクリーニングする前後とで分けるとか、そういう研究の段階で分けるということが1つありますし、あと後日、それが特許出願につながるのかどうかということところで、事後的にわかるということもあります。

ただ、事後的にわかった場合に、事前にやったものに対しては要求できないというところがありますけれども。また場所とか、研究員の属性とかで分けるという方法があって、私は主に大きく分けてこの3つぐらいだと思うんです。

それについて、それぞれのメリットとデメリットを考えて、一番妥当なところを提示していくということがよろしいのではないかと考えます。

座長 ありがとうございます。ちょっと時間の関係もありますので、Q6についていかがでしょうか。原資について一部民間資金が含まれている場合。今は国費で議論をしてきたわけです。

招聘者 一部なら全然問題ないと思います。事情は全然変わらない。

座長 一部の場合は変わらないというのは、全部国費と同じだと。

招聘者 差別できないんじゃないですか。

座長 そういうことですか。

招聘者 一部民間資金が含まれているといった場合に、例えば委託研究とかそういうことが想定されると思うんですが、その委託研究のときに、例えば研究成果について企業が優先的に実施できる機関というものが設定されているようなケースがございます。それを考えなければいけないのではないかと考えて、このケースを考えてみました。

ここは非常に私自身悩んでいるところなんですけれども、基本的には大学に対しては、アカデミックユースに関してはそういう優先実施機関であっても実施できるような形をしていかなければいけない。

それに対して、優先実施機関というのを、あるいは独占的实施機関を契約している場合には、それは既にその契約が民間企業に対しては優先されなければいけないのではないかなと考えているところです。

アカデミックユースというのは、大学との共同研究の場合には抜け穴に使われてしまうので、やはり純粋な大学の研究にしないといけないのかなということも考えているところがございます。

招聘者 だから、共同開発コミュニティ以外の事業は全然別な話だと思うんです。そこを区切りを付けておかないと、これは全然議論が大変な話になってきますね。

共同開発コミュニティの中でやることに関しては縦横無尽に使う、でも特許法という法律に準拠した非常に単純な契約がいいのではないかと。そののところにはちゃんと対価も発生させる方程式があれば、非常に明快だと思うんですけれども、事業になれば全然違う話で、これは本当に正確な取り決めがなければ絶対できませんから、大変だと思います。

座長 この辺が日本とアメリカの大きく違うところなんです。アメリカは、ほとんど機関帰属が原則ですから、民間が権利を持つということは一般的にはないのではないかとと思うんです。

ですから、単純なんですけど、日本の場合には、そう走るとは現段階では難しいというか、ないような気がするんです。

招聘者 東京大学の場合には、微妙な言い方ではあるんですけども、独占的、優先的な期間を置いたとしても、ここから先は微妙なんですけど、東京大学での使用に関しては文句を言わないようにという条項を入れています。

だから、A学部で開発したのをB学部で使うことに関しては、東京大学内はOKにさせていただくようにお願いしています。

座長 それは何か契約かメモか何かですか。

招聘者 これは独占的、優先的な期間を示す限りにおいては契約です。

座長 そうですか。

議員 ほかの大学の先生が使った場合、それが差別条項みたいにはなりませんか。

招聘者 なる可能性もあるんですけど、これは先ほどの特許庁の見解というのを前提にするかしないかで違いますので、東大は念のために入れている形になっています。他大学に関しても大丈夫にしてほしいんです。

座長 東大は微妙なのが上手なんです。別に間違っているわけではありません。堂堂と微妙なことをやっている。

招聘者 ついでに東大の様子を申し上げますと、特許に関しては特許法があるのでやりにくいんですが、成果有体物に関してはアカデミックユースに関しては無償で提供してよしいという内規をつくってあります。

ですので、それは東大に限らず、すべてに対してアカデミックユースに関しては、無償提供を許すと。原則的には法人財産の無償共用になるのですが、それはOKという見解。

そのときに、ノンプロフィットはOKなんですけど、プロフィットに関しては学内では用語を大分議論しましたが、産業応用という用語を使って、利益が出る場合を想定した成果有体物の提供に関してはお金を取るという方針、そうじゃないと説明がつかいせんので。その境目はグレーになります。

招聘者 今のご意見の前段の話に関してですけども、非常に重要な点だと思っております。今後機関帰属を前提としていくわけですから、同じ学内の中で、本来それぞれの研究室というのは競争関係にあるわけですけども、機関帰属を前提にしてみると、その大学の中ではどこも自由に使えるという現状であるわけですから、まずは特許庁さんの見解を前提とした上での議論としては、それを他大学にも広げていくというのが第一歩かなと思っております。

招聘者 企業の立場で優先実施機関等をもたらした場合に、先ほどのご意見とも関わるわけですが、ビジネス化に向けた直接のビジネス事業のところについては絶対の独占を確保したいわけですけども、やはりリサーチユースとしてのアカデミックなユースについては、独占の実施、要するに研究目的の実施も69条1項の解釈で実施ですから、そのリサーチユースに関しては許諾されてもいいんじゃないかと考えております。それが、同じリサーチユースでも民間企業に対するリサーチユースをどうするかという問題があって、そこはちょっと考えてしまって、やはりリサーチツールを競争的に使いたいという意図があ

ることが多いわけですから、やはりちゃんとした権利行使ができる方が企業に対してはいいのではないかという気持ちを持っています。

座長 ちょっと時間の関係もありますので、Q7の一部運営費交付金等が含まれている場合は何か必要ですか。

招聘者 必要とおっしゃいますと。

座長 特別な配慮が。

招聘者 いや、ほかと一緒によろしいと思います。

座長 いいですね。

招聘者 ええ、国費原資の一部であるという認定で。

座長 私もそういう方なのですが、一般的には事務局が心配しているようなことがありますので、先生がそう言われると、事務局が急に安心するかもしれない。

オブザーバー 今日は非常に議論が錯綜していますが、そもそもこのガイドラインの性格は何かということなのですが、この調査会で示したことによって、アカデミアの人たちが独自にそれを参考にしながら自分たちでルールをつくってもらおうというのは直接の目的ではなくて、国原資のお金を出すときのルール、つまりこのガイドラインというのは、大学に対するガイドラインというよりも、直接的には各省庁が補助金なり委託費を出すときのガイドラインをつくるんだという各省庁に対する拘束力をまずもって出すということだと思います。

ただ、国でそういうルールをつくる以上、それ以外の部分でも大学は独自にそういうアカデミアのルールというものをみんなで確立しましょうということで、その波及効果は当然出るであろうという2段階の射程で、これまでの議論はずっと来ていると理解しています。

そういう意味で、まず最初の射程としては、国原資の部分で委託費を出す、ないし補助金を出す、ここの部分のルールとしてこういうルールを課しますと、それを承知で手を挙げてきたところに対して補助金を出すんだから、そのルールには相手が大学であれば当然従ってもらうし、民間企業が応募できるものであれば民間企業にも同様の条件で応募してください、アプライしてくださいということが、まず大前提にあります。運営費交付金で心配しているのは、国原資の委託費や補助金を得て行われた研究の一部として運営費交付金で行われた部分が含まれた場合というのは、当然ガイドラインの対象になると思うのですが、そういうアプライが一切なく、運営費交付金から配分される一人当たり年間30万、40万ぐらいの研究費だけでどの程度の知財を生むかは別として、国からアプライをしてもらっていないお金でやってきた研究のときには、どのようなガイドラインをつくるのが現実的なのかということに疑念を持っているだけで、当然ある程度科研費を取って、その科研費プラス自分の研究費、運営費交付金で配分される研究費の一部を充てるという場合は、全体の中で吸収されるわけですから、それは当然ガイドラインの対象になるだろうと思っています。

座長 文部科学省は、かなり微妙なところでありますから、それをどういうふうに最終的に配慮してあげるかということにもなると思います。

招聘者 ちょっと逆のような認識を持っていたのは、ここのディスカッションするガイドラインというのは、ある種のアカデミック・コミュニティーに対してのメッセージという位置づけであって、なんだけれどもある種の拘束力を持つためには、やはり原資というのは国のお金を使ったものでなければいけないという話なんです。

ですので、今おっしゃったように、国が研究資金として出すものに対してだけのことを考えて、それがベースという話ではないと思うんです。

オブザーバー 最終の射程は、ガイドラインのメインターゲット、最終の目標は一緒だと思うんですが、まず拘束を受けるのはどこなんでしょうかという話をすると、そこは政府であり、お金を出す側としての約束ごとをここできっちりつくりましょうということだと考えています。

ただ、最終的な目的はアカデミアの世界でのルール、共通認識みたいなものをつくっていくということではないかと思っています。

座長 多分そこは文部科学省に私がいたら同じようなことを心配すると思うので、やはり同時に国民全体に説得力を持たないといけないので、それで私は文部科学省の意見はどうでもいいから無視してやっていいということを申し上げているのではなくて、そういうことを最終的にどういうふうにまとめるか、まだ決まっていませんけれども、そのときは少なくともある程度は配慮してあげる必要があると思います。

もう時間がどんどんなくなってしまったんですけれども、今の議論の整理としてはQ1で特許庁が解釈をされた、そういう理解を前提としてQ2以降についていろいろ御議論をいただきまして、アカデミックユースの場合、これはアカデミックユースという言葉がいいのかどうかわかりませんが、ノンコマーシャルの場合という方が明確なのかもしれぬという御発言もあったと思いますが、それから、東大でおっしゃっている産業応用の場合とか、一種の分類をきちんとしていく必要があるだろうというのは、皆さんの共通だろうと思います。

その上で、アカデミックユースについては、できるだけ自由に仕事ができるようなガイドラインなのか何かわかりませんが、そういうものをつくっていったらというのがほぼ共通しているのではないかと思いますけれども、最初の前提の特許庁の解釈、Q1における、特に・・・は当然だめだということを前提にしたものではなく、解釈が違うというもう一つの流れの場合に、どういうふうになるでしょうか。

招聘者 そうすると、基本的にはQ2は別に許諾を得なければいけないという法的な必要はなくなったということになるわけですね。

勿論、Q3は購入ですから何の問題もないわけですね。

Q4についても、これは69条1項の範囲内の使用であれば、勿論これは許諾を得る必要は法的にはないということになるわけで、Q5についても実は同じになる。ここはQ5

は違って来る。民間の研究でも本当に純粋に試験研究にとどまっている場合には、後発医薬品の場合に、いろいろ判決がありますが、その範囲であればいいということになるのではないかと思います。

Q 6、Q 7については結論を左右しないということになるのではないのでしょうか。

座長 どうもありがとうございました。

招聘者 仮にそういう世界が存在した場合に、どういう影響が出るかという話ですが、要は一番の議論のポイントは、民間で開発されたツールが、それが例えば試験研究に特化したツールのような場合に、そこから開発のために投資した資金を回収できないという問題があるのではないかという意見があると思いますけれども、確かにそれは原則論としてはそうなのですが、ただ重要なのはQ 3のところと関連して、今も購入した場合というお話がありましたけれども、これを考えると、実は全然回収できないかどうかという、そうでもないと思うんです。

というのは、例えば細胞の場合でも、細胞をキットとして販売すれば、そのときの販売したときの収入というのはあるわけですし、当然使う側としてもつくり方はわかっている自分がつくと手間がかかるというものが売ってれば、それを買いたいと思うわけですから、実は試験研究に関して、権利行使ができないという世界を想定しても、完全にツールをつくるための研究開発の投資が回収できないわけではないのではないかと思います。

招聘者 私もQ 5だけが問題だと思うんですが、もしこれも民間企業であったとしても、69条の1項を広く解釈して適用されて、権利が及ばないということであれば、特許を取るインセンティブは全くなくなってしまいます。

先ほどおっしゃったように、研究資金の回収はツールの販売とか、そういうことで回収できるにしても、特許を取るインセンティブは全くなくなってしまいます。

だから、民間まで全くフリーとするかどうか、研究だから全部OKとするかどうか、コマーシャルユースかノンコマーシャルユースという区別をつけるかどうかも議論しなければいけないと思いますし、アカデミックかどうかという議論もあると思います。広く何でもかんでも試験研究だったらOKということになってしまうと、大学が特許を取るインセンティブはないということになってしまいます。この国費原資の場合の議論はそういうことになってしまう可能性があると思います。

招聘者 Q 5は、全部認められるということはありません。すごく判例が錯綜しているところで、ある一定の範囲については認められるだろうけれども、ある一定の範囲以上は認められなくて、多分先ほどの意見のような考え方を裁判官は取っているのではないかと。つまり、利益に結び付いていくとか、商品化に結び付いていくとか、その辺をかなり重視しているような感じがしますので、何でもOKということとは、まずあり得ないとは思っています。

座長 ほかに御意見はいかがですか。

事務局にちょっと質問しますけれども、今、こういうことでQ1について特許庁の解釈を前提にした場合をずっと議論してきて、それから最後にちょっとそういう解釈から外れてもいいという場合についてやったわけですが、今の一連の議論である程度整理できますか、もう少し質問したいことが事務局であれば。

というのは、やはり一回事務局で整理してもらって、それでもう一回それを見て、全体のバランスもありますから、議論してもらった方がいいかなという気がしているものだから。

事務局 今のお話を伺ってしまして、試験研究の例外の解釈論をどこまで緩めるのかというところについての議論がまだはっきりしていません。

座長 それはやっていないです。

事務局 それぞれの委員の方の御認識が全く試験という名前が付いたら全部フリーという話と、やはりアカデミックユースの範囲内でとどめておく。それぞれの方の認識がそろっていないので、御議論がまだかみ合っていないんじゃないかという感じがしております。

事例をつくらせていただいたときには、あくまでも特許法の現有の解釈論のベースに立って御議論をいただくことにとって一番議論しやすい形のケースに設定させていただいておりますので、そのピンを外した場合にどうなるかということにつきましても、もう少しケースの設定自体の検討を少しさせていただきたいというふうに思いますので、その点は御了承いただければと思います。

そのときには、特許法の全体の位置づけとしての試験研究の例外として無理のない範囲で、大学のアカデミックユースに自由度を与えるのに、最低限ここまでは認めた方がいいという議論で整理していただいた方が議論が建設的になるんじゃないかと思いますので、そういう方向で次回以降整理させていただきたいと思います。

座長 今のを私がサマリーをすれば、特許庁の解釈を前提にした場合の方の議論は事務局でももう一回再整理ができると。しかし、それから外れた場合はもうちょっとこういうQ&Aでいかどうかということ事務局で少し検討してもらおうということですが、どうでしょうか。

招聘者 試験研究の例外を、染野説ではない場合にどういうふうに定義するかというのが今日やらなかった話なんです。それをやらなくてはいけないのが1つなので、それを多分、次回もしできればと思います。

座長 だから、そのたたき台になるような。

ここにもう一人プロがいますから。

オブザーバー あくまでオブザーバーの立場でございますが、勿論試験研究の定義の議論もやれば良いと思うんですが、いずれにしても今日のお話の中でコアのところは、要するにこのケース1というのは、ライセンサーの方とライセンシーの方がともに大学の場合には基本的にはフリーで、要するに特許法の69条にかかるかどうかは別として基本的

にはフリーで、なおかつフォーマットもなしに使えるようにしようということですから、そこをまず実現するとするならば、先ほどおっしゃられた大学の Patent ポリシーで、例えばソフトウェアの世界ですとオープンソースの GPL みたいなのがありますが、要するにアカデミックユース、どう定義するかは別ですが、そこについては権利者たる大学が権利を行使しないとすればよいのではないのでしょうか。

試験研究が 69 条に当てはまるかどうかということ、これは議論すると非常に大変になるかなという感じもしていますので、その議論も別途必要だと思うんですけども、そこがどちらのケースの場合でも対応できるように考えればよいのではないかと思います。応用編として、そこにライセンサーが民間になった場合と、ライセンシーが民間になった場合の、それはある程度個別のケース・バイ・ケースということも当然考えなければいけないということだと思うんですけども、コアのところは 69 条の解釈に余り左右されずに実現できるのではないかというふうに思うんです。

座長 その場合でも、やはりアカデミックユースの定義はやっておかなければならないですね。それも今の後者の方のヒントとしておっしゃったんだと思うんですけども、ケース 2 以降についてはバリエーションがいろいろあるんですが、今日はケース 2 以降については時間がなくなってしまっていて入りませんでしたけれども、何か特に御発言ございますか。

招聘者 もしアカデミックユースということ 키워ドにするのであれば、この事例の中には全部ないんですけども、使用の形態が共同研究である場合どうかというのはあるのかなと。

座長 これは共同研究というのはありましたね。このケース 2 が大体。

事務局 持つ側も。

座長 これは持っている側ですね。使用側はないんですね。

事務局 実はケース 1 の場合で、使用者が民間企業の研究者の場合の想定を考えたときに、共同になったときには多分民間の企業のルールに引っ張られるのではないかというふうに思っていましたので、そこで読めるのではないかと。

議員 私は専門ではないのでわからないところがあるんですけども、やはり私立でそういう担当をしていた人間から言うと、これはずっとみんな全体的にアカデミックユースはフリーだというふうになると、先ほどちょっとお話があったように、大学の先生の研究のインセンティブというのは一体何だろうと。

そうすると、純粋に研究をしたいという人と、やはり大学の先生たちも競争の中で生き抜こうというようなビヘービアがもし出てきた場合に、ずっとアカデミックユース、法的な感じで裁判の問題とか聞いたんですけども、先生方の将来、若い人も含めて、どういうふうになんかなく Patent にしてもしようがないというのでやっていると、民間企業に行ってやろうと。

それで自分で、その辺は私も素人ではないのでこういうことを言うとあれでちょっと言

わないようにしますけれども、そういうのが一番気になります。

だから、競争するマインドというのが大学の先生の中に芽生えるのか、あるいは非常に純粋に研究している人がいいものをつくったときに、それをアカデミックユースでみんなを使って広めていくというようなものなのか。

つまらない人がちょっと特許を取って、言い方は非常に議論のためにシンプルファイズして恐縮ですけども、それでだれも問題なく使うという、松竹梅とかそういうような先生方の能力みたいなものは、こういうケースでつくった場合に一体どういうふうになるんですか。そこが一番、ここが知財の話ですから、やはりそういうようなことが気になって、そんなことは気にするなど、法律できちんとやれば先生方は大丈夫だと。そういうものなのかどうかというのがちょっと不安になっているということです。

座長 先生、特許をみんな取りたがらなくなるのではないかと。簡単に言うとそういうことですか。

議員 競争というか、若い研究者はどういうビヘービアをするのかなというので。それは当然わかりません。

慶応なんかはともかく特許を取らせようというような方式で、勿論バйдールで国のお金も使って、その場合にはこういうふうにやりますけれども、どんどん特許を取らせようと。そういうマインドをつくった方が、私立の場合には学術政策としては非常に慶応に、いわゆるカルチャーに合っていると。その辺のカルチャーみたいなものがちょっと気になったということです。どうも済みません。

招聘者 この研究利用がどう転んでも、大学で知財を大事にしようという気持ちは確実に植えつけてられていますし、確実に進んでいると思います。

この研究利用ということに関しては、それとは別に、先ほどからお話にありますように、これが利益を生むことであればそれに関してはちゃんとしたロイヤルティーを取るのであって、アカデミックユースというのは利益を生まないところになりますので、これに関しては論文を書くことと同じマインドなんです。そこに貢献した自分というのがレスベクトされるという快感を先生方は味わうのだと思います。

座長 特許庁の方にとっては多分常識の違う議論をしているのかもしれないので、最後、一言か二言か言いたいことを言ってください。

オブザーバー 違うという意識は実はなくて、結局、特許制度というのは何かというと、いい発明を生み出してもらうためのインセンティブの制度なんです。ですから、特にケース1の場合にBという大学の助教授の方から見ればフリーで使えた方がいいに決まっているんです。ただで何でも好きなように使えるというのがいいに決まっています、他方、A大学の教授にしてみれば、他人がB大学だろうが何だろうが使ったらロイヤルティーが入ってくる方がうれしいわけです。

そのバランスをどこで取るのかというところが問題でして、普通はB大学のこういうような研究というのはもうけはねらっていないんだから、それはただで貸してあげればい

いのではないですかと。ただ、権利が全く及ばないという判断はちょっとおかしいと思いますと。権利は及ぶけれども、それはただで使っていいですというふうに多分 A 大学の先生はおっしゃるといのが普通なのではないでしょうかというので、そういうガイドラインができればいいのではないかとというふうに私としては思っています。

ですから、発明者に対してインセンティブが全くないように、つまり、権利が全然及ばないんと言われてしまうと、何のために特許を取るんですかということにもなりかねないので、そこら辺のバランスをどう考えるかということではないかというふうに思っております。

座長 そろそろ終わりにしますけれども、事務局いいですか。何かありますか。

事務局 ちょっとだけ気になっているのは、Q3の細胞を購入した場合の設定なんですけど、勝手にどこかがその細胞を入手して増やすのは権利が及びます。でも、実際買った後どんどん増やしていくとなってくると、それは権利が及ばないと見るのでしょうか。

オブザーバー どういう契約をしたかではないんですか。コピーをつくったということになると思いますので、例えば最初に本を買ってきましてと。その本を勝手にコピーしてぱっとばらまき始めると何かまずいような気はするんです。

事務局 本のコピーとは異なるということはありませんか。細胞は1つか2つ、だから買って増やすことを前提としていませんか。

オブザーバー 多分増やすことはいいですということを経利者はある程度認識した上で売っているんだということになるのではないかと思いますけれども、それはケース・バイ・ケースで大分違うのではないかと思います。

オブザーバー 細胞とか遺伝子とか増えるものについては基本的には売買契約ではなくて、通常ライセンス契約という形で使用権を得ているというのが多分こういうツールとしての取引だと思います。だから、契約の中身にどういう使用範囲が書いてあるかというのが一番大きい。大学もやはりこういう特許権を持って、大学が直接扱うことは少ないと思いますけれども、だれかに許諾してもらうときにはそういう中で許諾の範囲が決められるんだと思います。

また、トリアルトランスファーに準じた考え方で第三者に対する更に再分与とか、やはり余り自由度があり過ぎるとどういふふうにな抜けていくかわからないというのはかなり民間にすぐ抜けてしまうのではないかとか一種の懸念は持つのではないかと思います。

オブザーバー 御参考になるかどうかわかりませんが、たまたま手元に間葉系の幹細胞のトランスファーのひな形がございまして、こういうのを見ると、基本的にはグラント・オブ・ライセンスというのはリサーチに限ると書いてあります。リサーチの定義はございませんが、リサーチだということと、それから、ほかの人にトランスファーをしてはいけないという、これは多分どんな契約でも入っているのではないかと思います。

招聘者 だから、一般的に成果有体物は提供契約なんですね。

オブザーバー 一応、これはパテントのライセンスでもあると書いてあります。

招聘者 このQ3は細胞そのものの取引なので、だから、おっしゃるように物の売買契約ではあるんですけども、ライセンス付きという形になるわけです。その中で、もう増やすとは言えないわけですから、大体増殖を前提としているわけです。だから増殖を禁じるという条項はまず見たことがありません。けれども、その増殖したものに対してもこういう制約が及ぶという条項を入れるのが普通であるということだと思います。

座長 それはアメリカの例ですか。

オブザーバー いえ、それは日本でも。

座長 今、読んでいるのは。

オブザーバー 今のは米国の例でありましたけれども、日本でも同じです。我が国においても、NITE（製品評価技術基盤機構）等を通じて細胞や遺伝子の販売をしています。米国と同様の契約条項が盛り込まれています。

事務局 そういう答えをしていただいて穴埋めをするのが目的だったので、それで結構です。済みません、事務局の作業のための質問であったような。

座長 事務局の作業が次の議論を左右しますから、それは重要ですから。

それでは、今日は活発な御議論をいただきましてありがとうございました。継続をさせていただきたいと思います。先ほど申し上げたようなことで事務局で整理をした上で次の議論につなげたいと思います。

今後の予定につきまして、事務局から説明してください。

事務局 次回は、4月27日水曜日15時30分から17時30分を予定しております。とりあえずケース1についてを踏まえまして、ある程度の基本的考え方の整理をしたものをつくらせていただきます。加えて、ケース2、3、4についてのそれをベースにした議論をしていただければというように考えております。よろしくお願いいたします。

座長 また一部の委員の先生にお世話になるかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

閉会に先立ちまして、既に発言者の皆様には御確認をいただいておりますが、資料5として前回議事録を配布しております。

本日の会議資料につきましては、公開という取扱いにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

御異議がないようですので、公表させていただきたいと思います。

なお、順序が逆になりましたけれども、ケース2から4についてこういうふうなクエスチョンの方がいいというような御意見がもしありましたら、事務局にお伝えいただければありがたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了します。ありがとうございました。